

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2024.10.1/387号



## contents

- ◆「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付金）について
- ◆ 事業専従者の定額減税について
- ◆ 税務調査の否認・指摘項目 税理士 今西崇男
- ◆「ふるさと納税調査結果」が発表されました 税理士 山本久美子

## 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金 (調整給付金) について

市町村から確認書などが届いていませんか？

10月31日までに提出しないと給付金の受け取りができなくなります。

### 対象者と支給額

定額減税の対象者の中で、定額減税額が納税額を上回ると見込まれる方が対象です。減税しきれない額を1万円単位で切り上げて給付金(調整給付)として支給されます。

### 申請方法

2024年7月頃からお住まいの市区町村から確認書が届きます。給付金を受け取るためには、必要事項を記入し、本人確認書類や口座情報などを添付して提出する必要があります。

詳細は、お住まいの市区町村にご確認ください。

### 支給額の計算例

～4人家族の例～

定額減税額は、所得税12万円(3万円×4人分)、住民税4万円(1万円×4人分)。納税額は、例として、令和6年分推定所得税額2万7千円、令和6年度住民税額(所得割)3万9千円とした場合。

- ・所得税の調整給付：120,000円－27,000円＝93,000円(1)
- ・住民税の調整給付：40,000円－39,000円＝1,000円(2)
- ・調整給付の合計額：(1)＋(2)＝94,000円

1万円単位で切り上げるため、この場合の調整給付の支給額は10万円となります。

調整給付の支給対象と見込まれる方に、7月下旬以降、以下のどちらかの書類が送付されます。

#### ①『支給のお知らせ』が届いた方(白色の封筒)

支給対象者のうち、公金受取口座を登録されている方にお送りします。

『支給のお知らせ』が届いた方は、給付金受取についての申請手続きは不要です。

#### ②『確認書』が届いた方(紫色の封筒)

支給対象者のうち、公金受取口座を登録していない方にお送りします。

『確認書』が届いた方は、給付金受取についての申請手続きが必要です。内容を確認していただき、本人氏名・連絡先・振込先口座などを記入のうえ、必要な添付書類とともに同封の返信用封筒にて返信してください。

提出期限：令和6年10月31日(木曜日)

## 事業専従者の定額減税について

当初の予定では、事業専従者は定額減税の対象外でした。税法上、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、扶養親族にはなれないためです。

しかし、内閣官房の定額減税のよくある質問が更新され、令和6年分の所得税及び令和6年度の個人住民税所得割がともに0円である事業専従者にも調整給付が支給されることとなりました。ただし、住民税非課税世帯への給付金を受給している場合など、対象とならない場合もあります。

**Q.** 事業専従者ですが、令和5年分と令和6年分の所得税額、令和6年度個人住民税所得割が0です。調整給付の支給はありますか。

**A.** 所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者の方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう調整給付（不足額給付）の対象としています。

**Q.** 令和5年分と令和6年分の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除を適用した結果、所得税額と個人住民税所得割はともに0です。調整給付の支給はありますか。

**A.** 原則として、合計所得金額が48万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう調整給付（不足額給付）の対象としています。

※ このうち、調整給付（当初給付）や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給している場合は給付対象となりません。

この場合、調整給付（不足額給付）の受給にあたっては、要件を確認させていただく必要があるため、原則としてご本人からの申請をお願いすることとしています。具体的な給付時期や申請にあたって必要となる書類は、お住まいの市区町村にご確認ください。

※ 市区町村によっては、申請を不要とする場合もありますので詳細はお住まいの市区町村にご確認をお願いいたします。

# 税務調査の否認・指摘項目 1

過去の税務調査で否認・指摘された実例を参考に、今後の税務調査対策に役立ててください。

## ① 貯蔵品の計上もれ

印紙・切手・商品券・高速道路通行券・新幹線の切符等は金券ショップで簡単に換金できます。これらの在庫は、貯蔵品として資産に計上するべきものです。特に切手はほとんどの会社で在庫を持っていると思われるので、決算では概算でもいいので、貯蔵品/通信費として処理しておくことです。

## ② 仕掛品、未成工事支出金の計上漏れ

製造業、建設業、ソフト産業等の税務調査で厳しくチェックされるのが仕掛品等の計上漏れです。直接材料費、直接人件費、直接外注費のように未完成の工事や案件の漏れはないのですが、多いのは間接費の計上漏れです。特に直接人件費と営業や経理・経営部門の比率に応じて、家賃・光熱費・旅費交通費・減価償却費等の諸経費を製造部門に配賦し、さらに、仕掛品と完成品の比で在庫計上し忘れていたことがしばしば見られます。年間3千万円以下程度の売上規模であれば、厳しく指摘されることも少ないでしょうが、経理を自社でできる規模の会社であれば、厳しく指摘される可能性があります。特に近年、ソフト産業等のように旧来の製造業のようなイメージのない会社は要注意です。

## ③ 在庫と倉庫の関係

地代家賃の内訳書に倉庫が多数ある場合、倉庫ごとに在庫の計上が証憑で確かめられます。廃棄物等も正しく廃棄(写真や業者の廃棄証明書)されていなければ、資産に計上されてしまいます。

出版社を例にとれば、倉庫、印刷所、委託書店等様々なところに在庫が存在しています。在庫計上漏れがないようにしてください。

## ④ その他の漏れ

飲食業の賄いによる現物給与の源泉税徴収漏れ、製造業の金属廃棄、自動販売機等の雑収入の計上漏れは必ずチェックされます。また、大入り袋等を給与とせず、福利厚生費として処理する会社も時々見分しますが、源泉税の徴収漏れとなります。

## ⑤ 交際費の否認事例

個人経営であれば、400万円以上の交際費は要注意です。また、オーナー企業であれば、交際費の支出の場所が自宅近辺や曜日が土日であれば、家族との会食ではないかと疑われます。交際費は最低2人以上でなければなりません。レシートに1人と記載されている場合や金額から1人分であると推定される場合、反面調査もあり、否認される恐れがあります。

## ⑥ 家事費と会社の経費負担

自宅を事務所や本店、店舗としている事業者の場合、真っ先に疑われるのが、個人の家事費と会社の経費かの負担調査です。特に、光熱費、通信費、家賃、消耗品費等は明確に区分しておく必要があります。簡単に年間総額を使用面積比で按分しただけでも大丈夫と思われるかもしれません。また近年、社宅の適正家賃の計上も都心では調査されます。一度再計算してみてください。

## 税務調査の否認・指摘項目 2

### ⑦ 消費税の注意点

#### 1. 勘定科目での注意

支払手数料のうち、カード手数料は消費税非課税仕入です。また、ガソリン税は課税仕入れですが、ディーゼルの重油税は非課税仕入です。福利厚生費や交際費の慶弔費は、非課税仕入となりますので注意してください。

#### 2. 消費税で一番多い誤り

創業時、多額の設備投資を要する飲食、整骨、美容、製造、運送、ソフト業等であれば、原則課税を選択すると消費税の還付が受けられる可能性があります。しかし、創業後、原則課税より簡易課税が有利となるケースも多々見受けられます。初年度 5,000 万円以下の売上ならば、簡易課税の選択もありですが、最大の問題は「簡易課税選択届出書」の提出期限が事業年度終了日以前であることです。申告期限であれば誰もが気づくでしょうが、消費税の場合は、事業年度の 1 日目からの処理ですので、どうしてもその前日までの届け出となります。頻繁に会計事務所と相談している、月次決算をしている、会議をしている等の事業体であれば、まず問題がないのですが、決算だけお願いしている場合は失念する可能性があります。要注意です。

また、簡易課税は得する場合がありますが、結果損する場合があります。絶対得すると確信される場合以外は原則課税をおすすめします。

最後に、「簡易課税選択届出書」を出した場合でも、売上が 5,000 万円以上になると原則課税となります。その後、売上が下がると簡易課税に戻り、気付かないうちに損する場合があります。事業体の内容で簡易課税が不利となった場合、以前提出した「簡易課税選択届出書」の取消手続きをしておくことです。

### ⑧ 提出書類の期限厳守

#### 1. 青色申告の承認申請書提出期限

- 個人事業の場合・・・青色申告書による申告を受けようとする年の 3 月 15 日まで

(その年の 1 月 16 日以後、新たに事業を開始した場合は事業開始日から 2 ヶ月以内)

- 法人の場合・・・設立第 1 期目から青色申告の承認を受けようとする場合の提出期限は、設立日以後 3 ヶ月を経過した日と設立第 1 期の事業年度終了日とのうちいずれか早い日の前日まで

青色申告の場合、各種税額控除等を受けることができます (30 万円未満の資産の一括経費化、赤字を翌期以降に繰り越せる等)。特に創業時は赤字になりやすいので、翌期の黒字と損益通算できるメリットは大きいです。そのため、たった 1 枚の書類で大きく納税額が変わる場合もあります。

#### 2. 相続時精算課税選択届出の提出期限

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、選択をしようとする贈与を受けた年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間 (贈与税の申告書の提出期間) に「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。期限後に提出すれば、暦年課税扱いとなり多額の贈与税を納税することになります。

## 「ふるさと納税調査結果」が発表されました

去る R6 年 8 月 2 日に「ふるさと納税に関する現状調査結果」が総務省から発表されました。今回はその中から気になる情報をピックアップしてお伝えします。

### ★寄付先 1 位は断トツの北海道エリア（14%、県・市町村合計受入金額ベース）

2 位の福岡県は 5%（同）ですので、2 位と 2 倍以上の差をつけています。一極集中と言われている東京都の人口が日本の人口の約 12% ですので、北海道はふるさと納税の絶対王者というべき存在でしょう。北海道は物産展を開いても大人気で、百貨店のドル箱企画のため、引く手あまたと聞いたことがあります。魅力ある豊富なコンテンツは他の団体からすると垂涎の的です。

### ★市町村別寄付先上位は常連様ばかり（表 1）

私たちは職務上、クライアント様のふるさと寄附先を拝見しています。

寄付先は、すべての市町村がまんべんなくというよりは、よく出てくる寄付先というのが確かに存在します。この受入れ結果をみて、「これらの市町村よく見るなあ」って思っていました。それだけ寄付額に対し魅力のある返礼品が多いのだろうと推測します。

### ★ふるさと納税で割りをくう大都市（表 2）

地方公共団体からすると、ふるさと納税は団体同士で税金というパイを奪い合う戦いですが、表 2 はそのパイを奪われた上位市町村です。人口が多い、所得が多い大都市が上位団体に名を連ねています。（統計上東京 2 3 区は 1 区で 1 団体とカウントされるため、上位 5 位内には 2 3 区最大人口を持つ世田谷区のみとなっています）

納税の受入上位ランキング（表 1）

受入団体	構成比
宮城県都城市	1.7%
北海道紋別市	1.7%
大阪府泉佐野市	1.7%
北海道白糖町	1.5%
北海道別海町	1.5%

住民税控除額上位ランキング（表 2）

控除団体	構成比
神奈川県横浜市	3.9%
愛知県名古屋市	2.2%
大阪府大阪市	2.1%
神奈川県川崎市	1.7%
東京都世田谷区	1.4%

調査結果について詳細をお知りになりたい方は、下部の QR コード、または「ふるさと納税に関する現状調査結果」より検索してみてください。

